

平成二十三年政令第二百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定被災地方公共団体）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

（特定被災区域）

第二条 法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

2 法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年八月一七日政令第二六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年二月二日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

Table with 10 columns: 宮城県, 岩手県, 青森県, 北海道, 北見道, 旭川道, 網走道, 紋別道, 稚内道, 釧路道. Lists municipalities in each region.

Table with 10 columns: 福島県, 茨城県, 栃木県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 富山県, 石川県. Lists municipalities in each region.

Table with 10 columns: 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県. Lists municipalities in each region.

Table with 10 columns: 和歌山県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県, 鹿児島県. Lists municipalities in each region.